

6節 クリヤーラッカー塗り(CL) (改修)

7.6.1 一般事項

この節は、屋内の木部で既存塗膜がクリヤーラッカー塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

7.6.2 クリヤーラッカー塗り

クリヤーラッカー塗りは表7.6.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表7.6.1 クリヤーラッカー塗り

工 程	種 別		塗り工法その他			塗付量 (kg/m ²)
	A種	B種	規格番号	規格名称	種 類	
下地調整	○(注)1		7.2.2による			—
1 目止め	○	—	合成樹脂目止め剤			—
2 着色	○	—	溶剤形着色剤(溶剤系ステイン)又は油性染料着色剤(オイルステイン)(注)2			—
3 下塗り	○	○	JIS K 5533	ラッカー系シーラー	ウッドシーラー	0.10
4 中塗り	○	○	JIS K 5533	ラッカー系シーラー	サンディングシーラー	0.10
5 研磨紙刷り	○	○	研磨紙刷りP220~240			—
6 上塗り1回目	○	○	JIS K 5531	ニトロセルロースラッカー	木材用クリヤーラッカー	0.10
7 研磨紙刷り	○	—	研磨紙刷りP240~320			—
8 上塗り2回目	○	—	JIS K 5531	ニトロセルロースラッカー	木材用クリヤーラッカー	0.10

(注) 1.下地調整の種別は、塗料その他の欄による。

2.A種の場合、工程2の適用及び着色に用いる塗料の種類は、特記による。

3.新規に塗装を行う場合は、下地調整に代えて、素地ごしらを7.3.2により行う。

【7.2.2 木部の下地調整】

木部の下地調整は表7.2.1により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合は、RB種とする。

表7.2.1 木部の下地調整

工 程	種 別			塗 料 そ の 他			面の処理
	RA種	RB種	RC種	規格番号	規格名称	種 類	
1 既存塗膜の除去	○	—	—	—			スクレーパー、研磨紙等により全面除去する。
	—	○	—	—			スクレーパー、研磨紙等により劣化部分を除去し活膜は残す。
2 汚れ付着物除去	○	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。油類は溶剤等で拭き取る。
	○	○	—	研磨紙P120~220			露出素地面、既存塗膜面を研磨する。
3 研磨紙刷り	—	—	○	研磨紙P240~320			
	4 節止め	○	—	—	JASS 18 M-304	木部下塗り用調合ペイント	合成樹脂
JASS 18 M-308					セラックニス類	白ラックニス 1種	
5 穴埋め	○	—	—	JIS K 5669	合成樹脂 エマルジョンパテ	耐水形	割れ、穴、隙間、くぼみ等に充填する。
6 研磨紙刷り	○	—	—	研磨紙P120~220			穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨する。

(注) 1.やに処理は、やにを、削り取り又は電気ごて焼きのうえ、溶剤等でふき取る。

2.ラワン、しおじ等導管の深いもの場合は、必要に応じて、工程2の後に塗料の製造所の指定する目止め処理を行う。

3.合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

4.JASS 18 M-304及びJASS 18 M-308は、日本建築学会材料規格である。

5.工程4の節止めにおいて、合成樹脂調合ペイント塗り及びつや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はJASS 18 M-304を適用し、それ以外はJASS 18 M-308を適用する。

【 7. 3. 2 木部の素地ごしらえ】

(1) 木部の素地ごしらえは表7. 3. 1により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合はA種、透明塗料塗りの場合はB種とする。

表7. 3. 1 木部の素地ごしらえ

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			面の処理
	A種	B種	規格番号	規格名称	種 類	
1 汚れ、付着物除去	○	○	—			素地を傷つけないように除去する。油類は溶剤等で拭き取る。
2 ヤニ処理	○	○	—			ヤニは削り取り、又は電気ごて焼のうえ、溶剤等で拭き取る。
3 研磨紙刷り	○	○	研磨紙P120～220			かんな目、逆目、ケバ等を研磨する。
4 節止め	○	—	JASS 18 M-304	木部下塗用調合ペイント	合成樹脂	節及びその周囲に、刷毛塗りを行う。
			JASS 18 M-308	セラックニス類	白ラックニス1種	
5 穴埋め	○	—	JIS K 5669	合成樹脂 エマルジョンパテ	耐水形	割れ、穴、隙間、くぼみ等に充填する。
6 研磨紙刷り	○	—	研磨紙P120～220			穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨する。

(注) 1.ラワン、しおじ等導管の深いもの場合は、必要に応じて、工程2の後に塗料の製造所の指定する目止め処理を行う。

2.合成樹脂エマルジョンパテは、外部に用いない。

3.JASS 18 M-304及びJASS 18 M-308は、日本建築学会材料規格である。

4.工程4の節止めにおいて、合成樹脂調合ペイント塗り及びつや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合はJASS 18 M-304を適用し、それ以外はJASS 18 M-308を適用する。

(2) 透明塗料の素地ごしらえで、素地面に仕上に支障の恐れがある著しい色ムラ、汚れ、変色等がある場合は、表7. 3. 1の工程を行った後、着色剤等を用いて色ムラ直しをする。